

多治見市職員退職手当に関する条例の一部改正について

1 結論

特別職の職員の退職手当について、任期満了の翌日に同一の職に就いた場合に限り、下表のとおり支給時期を選択できるよう、多治見市職員退職手当に関する条例（以下「本市条例」という。）を一部改正する（令和8年4月1日施行）。

	新（選択制）	旧
支給時期	①任期満了時毎 ② <u>在任期間を通算した退任時</u>	①任期満了時毎

2 経緯

（１） 岐阜県市町村職員退職手当組合※において、岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例（以下「組合条例」という。）を同様に改正（令和7年4月1日施行）。

※ 加盟する県内市町村職員の退職手当に関する事務を共同で処理する組合。岐阜市、大垣市、高山市、関市、中津川市、本市を除き県内36市町村が加盟。

（２） 今般の組合条例の一部改正に合わせて、本市条例においても在任期間を通算することができるように一部改正するもの。

（３） 本改正は、退職手当の支給時期に関する事務手続き上の改正であり、支給額の積算式に変更はない。

3 主な改正点

（１） 任期満了により退職した特別職の職員のうち、申し出をした者に限り、退職手当を支給せず在任期間を通算する規定を加える。

（２） 在任期間を通算した場合の退職手当の基礎となる給料月額は、最終の退職日における給料月額とする。

4 留意点等

（１） 退任時の支給額積算ルールが適用される。

（２） 退任時の税制が適用される。

（３） 特別職の職員が在任期間中の行為により刑事事件に関し起訴された場合は、通算したすべての任期に対して支払いを差し止めることとなる。